

## 第4回 障害者自立支援協議会（会議録）

### 1 日 時

令和7年（2025年）2月27日（木） 13:30～15:50

### 2 場 所

障害福祉センターひまわり 会議室

### 3 案 件

- (1) 各連絡会からの報告
- (2) 各部会からの報告
  - ①地域課題検討部会
  - ②地域包括ケアシステム推進部会
  - ③人権課題検討部会
- (3) 地域生活支援拠点等について
- (4) その他

### 4 出席者（順不同）

#### (1) 委 員

会 長 上田 哲郎（少路障害者相談支援センター）  
副会長 谷岡 義雄（柴原障害者相談支援センター）  
委 員 坂田 沙知子（豊中市障害相談支援ネットワークえん）  
委 員 水上 さゆり（豊中市障害者グループホーム事業者連絡会）  
委 員 小久保 篤志（豊中市障害者短期入所事業者連絡会）  
委 員 松 公造（豊中市日中活動事業者連絡会）  
委 員 芳賀 大輔（豊中市障害者就労支援連絡会）  
委 員 田中 武（豊中市障害児通所支援事業者連絡会）  
委 員 鍋島 康秀（ピープルウォーク）  
委 員 中村 知（豊中市身体不自由児者父母の会）  
委 員 井上 康 （えーぜっと）

#### (2) 事務局

杉本 博一（中央障害者相談支援センター）  
藤原 靖浩（庄内障害者相談支援センター）  
畑 一朗（障害福祉課 障害福祉センターひまわり主幹兼所長）  
大東 幹彦（障害福祉課 障害福祉センターひまわり副主幹）  
泉谷 光一（障害福祉課 障害福祉センターひまわり 相談支援擁護係長）

岩崎 剛（障害福祉課 障害福祉センターひまわり 相談支援擁護係）

（３）傍聴者

１人

（４）欠席者

委 員 渡邊 亮（豊中市障害者居宅介護・移動支援事業者連絡会）

委 員 小西 文明（豊中精神障害者当事者会 HOTT0）

委 員 星屋 好武（豊中市手をつなぐ育成会）

委 員 中島 正恵（豊中市手をつなぐ育成会）

—開 会—

会 長（開会の挨拶）

皆さん、こんにちは。３か月ほど入院してました。２月に退院し、やはり地域で暮らすということがどれだけ制限のない自由な暮らしができるかということを再認識しました。私たちにできることは何なのか、今日もいろいろな議題や報告がありますが、活発な議論をお願いします。

案件１ 各連絡会からの報告

委 員＜障害者就労支援連絡会＞

研修会を３月１３日に行います。役員会の方は２ヶ月に一度行っております。就労支援連絡会からご相談とご報告ですが、**2025**年の１０月から就労選択支援サービスが、相談機関から少し離れて行われることが国の方で決まっています。市内の事業所でそのサービスをやろうかなと思う事業所が集まって、ワーキングというか勉強会みたいなものをできればと考えています。今のところ、**SOLA**さん、ワンモア、ときヨシさん、るへぷさんがやりたいと言われてます。他でも、それを取ろうかなと思われる事業所があれば、一緒に勉強しながら就労選択のアセスメントの質を確保するようなものをつくれたらなと思ってまして、自立支援協議会の方にもご相談と思い、報告させていただきました。もし相談の機関とかでそれも取ろうと思われる事業所があつて、勉強会にもつていうことであれば事務局か私の方に連絡いただけたらと思います。まだ報酬単価とかが決まっているわけではないので、事業所によっては様子をみてからというところもあるかと思いますが、少し先行してやれたらなと思ってます。就ぼつさんもそこに入られて勉強会を開くってということにはしています。報告は以上です。

委 員＜障害相談支援ネットワークえん＞

全体会を１２月１３日に開催し、障害福祉課事業所係さんとの意見交換をさせていただきました。先に運営委員会の方にも来ていただいて、報酬改定後、何か影響でない

か、困っていることなどの聞き取りがありました。全体会にも来ていただき、事前にアンケートをとって意見交換ということになりました。そのなかで、サービスを使われる方がここ近年で右肩上がりであると事業所係の方から話があって、その背景としては何なのかというところをグループワークでも話しました。単純に使う人が増えたとか、就 B を利用する人が増えたとか、何かそれだけじゃないような傾向もあるのかなっていう話の中で、他分野からのしわ寄せではないけども、具体的にはこどもの分野で、ここのご家庭見守りが要るのではないかと、ちょっと心配だということで、見守り支援みたいな形でヘルパーさん利用できないかっていう相談が入ってくるようになりました。そういう傾向がちょっと多いのかなっていうことがあって、少しお母さんが精神的にしんどい方で精神科に通院され、それを根拠にこどもさんの育児支援として、ヘルパーさん、ちょっと様子見に行ってくれないですかというようなこどもの分野の方からの相談があります。ヘルパーさんも育児に特化してというか、そのスペシャリストではないので、あくまでも親御さんとか当事者のサポートとしてなので、子育て経験があるヘルパーさんであったとしても、その辺のサポートでどこまで望めるのかなということもありまして、何とかこどもの分野でその辺は予算を取ってきていただくことができないものかとか、探っていく必要があるのではないかと話もしています。見守りの支援ってなかなかなく、心配だから、ちょっと介入とともに、安否確認じゃないけど、ご家庭の様子を見て欲しいというような、本当に必要な支援なのかどうかっていうところも、アセスメントしていかないといけない気もしております。そういったことがグループワークの中で出ておりました。ですので、右肩上がりっていうのはやはり分析していく必要があるのかなと感じています。あと、3月12日に、今年度最後の全体会を行ない、虐待防止についてみんなで学びましょうということで考えております。

#### 委員＜グループホーム事業者連絡会＞

連絡会では、先日事業所係さんに来ていただきまして、地域連携推進会議について少しお話をいただきました。地域連携推進会議は地域の皆さんに協力していただく必要がありますので、社協さんとかにも繋がっていただくようにご案内を差し上げたりとか、民生委員さんたちと繋がれたらなっていうところで、社協さんにご配慮いただき、説明に上がらせていただいています。

あと、パネル展のアンケートの結果から意見交換もさせていただいてます。アンケートの結果からですと、相談ができる窓口がその場所にあったらいいなとか、空き状況がもっと簡単にわかったらいいなとか、各事業所のパンフレットは置けないんですとか、細かいご相談もたくさんありました。できれば少しコーディネートをしてくれる方がいてくれると嬉しいなっていう声もありました。次回開催までに、何か答えが出せればなと考えています。

あとはBCPですが、BCPの作成は各事業所終わっていますが、少しブラッシュア

ップしていかないといけないということで、内容を1つ1つ少し丁寧にお話さしていただきまして、今何が必要かっていうことを、改めて検証させていただく時間を作らせていただいています。

今回は3月11日に、消防さんに来ていただきまして、各事業所の消防の内容とかその辺りを点検できるよう時間を持っていいただければと思っております。

#### 委員＜障害者日中活動事業者連絡会＞

2月4日に連絡会を開催させていただきました。福祉指導監査課の方に来ていただいて、令和6年度の日中活動系のサービスにおける留意事項として監査の内容など確認させていただきました。また、業務継続計画BCPの策定や感染症対策の強化、虐待防止等を、事業所として押さえておかないといけない点も確認させていただきました。

グループワークを行ない、意見交換をする中で、ご家族や高齢化の課題であったりとか、就労につなげていく取り組みであったり、あと職員さんの定着など多岐に渡って話は出ておりました。ここだけで終わらすことなく、次回以降、来年度になります。が、引き続き日中活動事業者連絡会としてしっかり連携・協力しあい、これからの支えあいが必要と思いますので、連絡会がそうした場になれるよう取り組んでいきたいと考えております。

#### 委員＜障害者通所支援事業者連絡会＞

今年度の4回目の連絡会として、昨年の12月に、この障害福祉センターひまわりの3階の体育館を借りまして、地域交流イベントを行いました。児童や引率の職員さん、児童発達支援センターの方も含めてご協力いただき、約200人弱の方にご参加いただきました。初の試みで、まずは障害を持ったお子さんがなるべく参加しやすいように、普段支援されている事業者さんの引率など配慮された中で、地域のお子さんとの交流の場、いろいろな体験ができる機会ができないかなという思いで実施しました。けがなどトラブルもなく終えることができまして、今回主に参加事業者さんの利用のお子さんが中心で参加いただいたのですが、少数ですが、保護者さんや兄弟なども申し込まれてましたので、今後こういうのを開催するのであれば、地域のお子さんにもより参加いただけるように工夫しながら、交流の輪が広がっていける場に作ればいいのかと思っております。

あと、連絡会として2月18日に今年度の5回目、加盟事業者から6事業所に依頼しまして、2事業所ずつの3グループに分かれての事業所間の見学会を行いました。同じ通所支援といっても、方針とか形態も違いますので、見学先の事業所としては、見学に来られた事業者からの参考意見を得ることで今後の運営に活かしていただいたりとか、見学された事業者さんに関しては、他の事業所さんを知ることによって改めてこれ自分の事業所の内容などの見直しいただける機会になればということで行いました。アンケートの

最中ですので、また、来年度につなげていければと考えています。

委員＜障害者短期入所事業者連絡会＞

第3回目の連絡会を2月20日に行いました。連絡会の今年度のテーマとして緊急受入れについて、現状の受入状況や課題を確認しています。やはり、どこの事業所さんとも言われているのが、もともと利用がある方、契約がある方の緊急の依頼の受入れはできている現状があるが、契約もなく、そういう情報もない方で今日からの受入れみたいな形での依頼はなかなか難しいのが現状だということの話をいただいております。

前回ご報告した情報共有のシステムですが、活用がうまくできてない状況もあって、今後どういうふうに活用していくかについても意見交換を行っております。

今後について、緊急の受入れに関しても多機能拠点だけで受けるのではなく、面的整備ということで、他の事業者さん連携し、緊急の受入れを行っていけるような形でお話をさせていただく中で、拠点の登録の案内をさせてもらったりとか、そうした上で、実際受入れるにあたって何が必要なのか、どうすればうまく受入れていけるのか、意見をもらうとともに、拠点のコーディネーターも参加いただき、話を聞いてもらう中で、他の連絡会さんへのつなぎなど、緊急の受入れがスムーズにいけるような形で話を進めております。

事務局 本日、居宅の連絡会さん欠席です。1月20に連絡会を開催しており、虐待をテーマに講演会を行ったと聞いております。

各連絡会から報告は以上ですが、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

委員 相談支援のほうで見守り支援の話がありました。大阪市ですが、保育所の法人が市・区から委託を受けて、そういう相談事業をしたりして、場合によれば朝の保育所の送り迎えとか、そういうこともやったりもしている。ずっとではないと思うけど、一定期間、一定の約束事の中でそういうことを朝も夕もではないと思いますが、朝はお母さんが精神状態が悪くて起きれないという中で、そういうサポートをされている。相談機関だけで受けるということではなく、他のそういうところも調べてみる価値があるのかなと思いました。

委員 先ほどの、右肩あがりという話がありました。何故なのか。サービスになっているから仕方ないと言ってしまえばそこまでの話になってしまいます。サービスだから中には使ったほうがいいという方もいますが、親御さんの前で言いにくいことですが、いかに安全安心に我が子を過ごしてもらうための福祉サービスになっていないのではないかと感じています。あとで人権課題部会の報告がありますが、失敗するのも権利だということを支援者側がもっと知っておく必要があるのではないかと、自分はずっと感じてい

ました。支援者が高いレベルで認識しておけば、何かうまいこと親御さんに返していけるのではないかなという思いもあります。

委員 先ほどの育児支援とか見守り支援の件ですが。虐待の恐れだったり、こども安心課さんとか、ご家庭のご両親のもとで、こどもさんの療育、ちょっと心配ということで、育児にヘルパーさん使えないかというような相談がこどもの分野の機関から何件かあって、線引きというか、そこで何かそういう育児のサポート、ファミサポさんとか社協さんにありますけど、そういった形で、何か制度作ったりとかできないのか、障害福祉のヘルパー利用、何かそこに無理にくっつけてという気がします。来年度から豊中市に児童相談所ができて、そういう案件も増えていくと思われます。他市さんでは産後鬱だったりとか、お母さんの育児、初めての育児で不安だというところのサポートがある。そういうのに特化したところでもいいのではないかな、垣根を超えて使えるものをもっと生まれていったらいいのになあというのが意見です。

委員 みずほおおぞらですが、児童に関しまして、最近、障害の短期入所でご利用が増えてきています。年齢的にも3歳の児童は利用できますかとか、そんな状況です。そういった中で今回、豊中市さんの委託事業で、児童育成支援拠点事業というのに手を挙げまして、プレゼンをさしていただき、取らせていただきました。4月からスタートする事業でして、対象もお子さんだけでなく、基本的には小学生、児童ですけど、必要あれば中学生、高校生も利用できる。うちの方でやはり虐待があったりして、食事がなかなかこどもたちに作ってあげられないとか、或いはお母さんに障害があって、入浴も自宅ではできないとか、という方も来ていただいて、こどもたちの居場所を作って、そこで入浴の支援とか学習するとか、そういった内容です。地域の方とか、小学校であるとか、ニーズをお聞きしていく中で、極端な虐待ではないのですが、ネグレクト、校長先生は半ネグレクトと言われてましたが、要は、お子さんを大事にし過ぎて、今日も学校行かすのやめとこかなと、抱え込んでしまう。家庭で抱えてしまっ、結果大人の方がしんどくなってしまう。そんなご家庭が増えてきている中で、障害と児童、制度では分かれています、垣根を越えていかないと困りごととかは解消できないのかなと思います。

委員 今までのお話を聞いてまして、自分が昔、一人で街を歩いていてちょっと助けてほしい時とか、学校帰りの中学生とか高校生に声をかけたら、親切にやってくれたかという、そうじゃなくって、仕方ないな、手伝ったらなあかんみたいな顔してやってくれた。いろんなシステムを作ることも大事やし、垣根を越えて制度が使えることが大事なのは分かっているけど、豊中の街として、ちょっと気になって助けてみようとか、仕方ないけどみたいな雰囲気を作っていく、専門家じゃないといけないとか、これはこの

システムにはめこまなやっていけないとか、となると何か冷たい世の中になるのではないか。今の話聞いていて、嫌々やってくれた中学生や高校生たちを思い出しました。

事務局 あと、冒頭に就労の連絡会さんより今年 10 月から就労選択支援が始まっていくということで、いくつかの事業者と、ワーキングなり勉強会を始めていこうと、そんな話もありましたけど。そういった動きに関してどうでしょうか。

委員 総合支援法、いろいろなサービスが新たに出てくるわけですがけれども。意見というよりかは、そういったものが出てきたら手を挙げるとかっていうことではなく、それが議論されている段階において本当にそれが必要なかどうか、ということだと思います。特に就労系、B型でもいろんな加算とかありますし、やるやらないのは自由だと思いますが。本来、障害者が働くという当たり前のことを選択するときに、我々はそういった新事業の加算であつたりとか、出てきてからそれ取るのか取らないのかみたいな。グループホームの通過型とか、いろんなサービスを横出しで議論されて、だんだん複雑怪奇になってくる。利用者の側から見たら、一体何なのか、本当にストンと落ちているのか。或いは、支援者やその事業に参画しようとしている人たちが、それが本人さんたちの願いに沿ったものなのかどうなのか。ということは、根本的に問うていけないと思います。就労選択支援というのは、砂上の楼閣の上に何かまた立ててみたい、そんなことが多いと思います、個人的な思いですが。ナンセンスです、そういったことを、事業運営上、やはり足しになるっていうことであればやらざるをえない。けれどもそれと利用者の願いとマッチしているかどうか、というのはしっかり考えていく必要があるだろうなど。自立支援法以降、当事者本位からかけ離れた制度に成り下がっていつていることに非常に憂えているということです。

委員 いろんな考えがあるのはいいと思いますが、これができた背景ですが、相談機関が就労のどこに行くかっていう話も請負ってやるというのがもともとの立て付けだったのが、いろんな相談があつて、就労のことは後ろまわしだったり、相談機関としても分からないということで、これが多分全国的にそれがあるので、サービスはちょっと別の形でということが、一応背景としてあるのかなと思っています。逆に今までの方が就Bに行くとしたら、アセスメントしてくださいとか、行くところありきでこちらがアセスメントをするみたいな形が出ていたのが、本来、本人さんのご意見や能力とか、どこがいいのかっていうのを聞き取ってやるっていう形にはなると思われるので、前向きにとらえたいなと思っています。

事務局 他、よろしいですか。10 月から制度自体は動き出すということになりますので、就労支援連絡会の方もワーキングとか勉強会始められるということですので、よろしく

お願いしたいと思います。

## 案件２ 各部会からの報告

### （１）地域課題検討部会からの報告（資料１を使って説明）

部会長

２点あります。一つは、事例２、精神障害のある方の地域生活から見えてくる拠点整備、豊中モデルのイメージ案。もう一つは、通学支援、始まって３年が過ぎようとしていますが、この制度が協議会から生まれて、今どんな形で進んでいるのかの報告です。

先に通学支援の報告をさせていただきます。まずワーキングですが、年２回開催してまして、今回２回目ということで、１月２７日に開催しております。メンバーは教育委員会、居宅介護・移動支援連絡会、自立支援協議会、障害福祉課、コーディネーターしている障害者相談支援センターです。報告は資料１の②と③でいたします。資料１の②ですが、通学支援の対応状況、各エリアごとの受付状況などの数字です。左側が令和６年度の上半期、上半期の振り返りをワーキングやっています。右側が比較してもらうため前年度・令和５年度の上半期の状況です。②につきましては、時間の都合上、ご確認いただけたらと思います。

上半期の振り返りをワーキングで行っていますが、課題整理したのが資料１の③で、これを見ていただきたいと思います。この課題整理シートですが、まず１番目から５番目まで、課題に上がり話し合った内容を報告させていただきます。

先ず１番目。上半期の通学支援の受付件数ということで、これは資料１－①の見開きの数字の部分ですが、特徴的なところで報告しますと、新規受付が豊中全体で１７件、前期比で令和５年度と比べると１５５％増、１．５倍に膨れている状況です。更新受付、これは毎年１回更新があるので、従来から通学支援を利用の児童生徒さんについて更新しますので、それが３９件、大体１７７％、前年から増えていると。トータルで５６件。前年より１．７倍になっており、非常に伸びている状況です。地域の小学校の新規件数が上半期で９件、これが前期比２２５％で２倍以上ということで、今年度の上半期は地域の小学校の児童さんが多かったという印象です。７圏域のセンターが窓口になって、相談員が学校、保護者、児童・生徒さんの間に入って調整していくのですが、３年経過する中で、この数字の伸びを見ていただいたらわかるように、対応件数が非常に増えてまして、センターの相談員のキャパシティの問題が出てきています。これは共有しておきたいと思います。支援の質を落とさずに対応していくにはどうしていったらいいのか、考えなければならない時期にきているのかなと。

次の２番目です。ここからは実際の７センターでの事例で、ワーキングで共有しています。そこで出てきている課題ですが、支援学校のバス停から学童までの下校時支援の問題。支援学校バス停からそのまま学童に行かれる児童さんがいらっしゃいます。これまでは、学童の職員がその支援をしていたのですが、通学支援ができたことで学童さ

んの方が通学支援を利用してくださいと。実質、通学支援を利用しないと学童に行けなくなってしまう状況がうまれているケースもあると思います。教育委員会の学び育ち支援課との話し合いも必要かと考えています。

続いて3番目。不登校気味の児童生徒に対する通学支援の課題。いろんなケースがありまして、そもそも学校に行きたくないという児童生徒さん、先生も忙しい中、ヘルパーにマンパワーがあれば学校に連れていってもらえないか、教育側からそういう話が出たところで、ワーキング内の委員から、不登校対策のためにヘルパーがあてがわれる話ではないから、ここはやはりケースとしてしっかり見ていかないといけないのではないかと、何で学校に行けない状況が生まれてるかいうところを、しっかりと話し合いしていないといけないのではないかと、そういった話し合いになり、教育の方も了解されまして、来ていただいた教育の支援教育係の方なんですけれども、そういう問題があったときは、一緒に考えていきたいというお話をいただきました。

4番目、朝7時の校門開放。これができたのにはいろんな背景あるかと思いますが、実際に障害児の見守り体制はとれてないというのが現状だということが分かってきました。障害特性は様々なので、障害のある方全部が難しいという話ではないのですが、見守りというか、児童さんにサポートが必要、マンパワーが必要であるという状況であった際に、現状はこの7時の校門開放では対応ができないということなので、7つのセンターでも、いろんな保護者さん子どもさんからの相談はありますので、そこで7時の校門開放のニーズが出た場合に、ここで消してしまうと教育側もこの問題に取り組むことはないだろうという話となり、教育委員会の学校施設管理課へこういったニーズ上がっているという状況を伝え、話し合いをしていけるような状況に持って行く必要があるということになりました。

5番目は通学支援依頼連絡シート。通学支援のヘルパーさん、朝の時間帯の確保は難しいのですが、これを何とか解消できないかというところで、居宅連絡会から提案いただいて、ニーズがあった場合に一齐にセンターから連絡会に所属している事業者さんに情報提供して、手を挙げていただく仕組みを去年からスタートしているのですが、これについて居宅側がこのやり方をどう感じているのか、意見をいただいて、改善していこうという話になっています。

通学支援に関しましては以上5点でございます。

もう1つが、事例②から見えてくる拠点等整備の検討状況です。この事例②は、精神障害のある方の地域生活から見えてくるというところでございます。ページめくっていただきまして、事例②から見えてくる豊中モデルのポイントですが、これは前回ご説明をさしてもらっております。今回の我々の取り組みに協力していただいたある事例ですが、本人・家族・支援者さんにご協力いただきまして、実際の豊中での生活状況をインタビューさしてもらって、現状の生活の課題等を検証していった結果、ここに挙がってる緊急時支援が必要であるということ、あとは日常的な地域生活支援としていつでも頼れる憩い

の場所、24 時間で使えたらいいねとか、そこでは相談ができたり、場合によっては短期宿泊、家に帰ることがどうしてもできなかったら泊まることができたりとか、必要なときに支援者が訪問してくれるような支援体制、そういったものがあれば地域生活は非常にしやすくなるといった話とか。あとは学校・地域です。今回のインタビュー調査では学校のとくに不登校や学校辞めてしまうような方々が多くいらっしゃった。やはり学校での悩みの相談とか健康状態をキャッチできたり、そこからの適切なつなぎ、フォローや相談支援といったものが必要ではないかとか、あとはご家族が悩みを抱えておられますので、お子さん自身のことであるとか、ご近所との間に挟まれてしんどい思いをしているところもあるので、悩みを抱えた家族に対する地域のキャッチ、寄り添い、専門機関への協力要請、この辺りもポイントだということであがっていました。この一事例から見えてきたポイントについて、アンケートをとって、そのニーズ、必要性があるのかどうかを問うたところ、7割ぐらいの回答者から必要性があるという回答を得て、自由記載も含めて、次のページですが、事例②から見えてくる豊中モデルイメージ案というのが、アンケートからのご意見等を踏まえて出てきたものであります。緊急時でご本人さんが、精神症状が悪化して、ご家族もどう対応していいか分からない状況になったときに、左のほうの緊急対応支援という箱ですが、ワンストップでご家族や支援者から相談を受けて、場合によってはご自宅へ駆けつけるという対応。ここも福祉スタッフと医療のスタッフ、両面がチームで対応できるようなものがあれば、緊急を乗り切れるのではないかという話です。現状は精神症状が悪化して、どうしようもない状況になったら、精神科の病院にお願いして、入院という選択肢しかない状況で、警察に連絡を入れて、ご本人さんを病院に連れていってもらいたいことが現実としてある。ではなくて、福祉的な対応で一時的な緊急時をしのげないのかっていうのが、今回我々が検討している大きなポイントになってくると思います。③-1 で福祉的対応ということで、病院以外の緊急時対応の居場所、緊急宿泊、こういった場所、支援ができるものがないといけないのではないかと。それでも難しい場合は、③-2 の医療的対応っていうところに頼らざるをえない部分もある。今はこの③-2 の医療的対応しかないっていうのが実態だというふうに思います。この③-1 をいかにして作っていくかというのが、このモデルの肝になってくるのかなと。緊急時で一時的にしのいでそれで終わりではだめで、右の箱のアフター支援ですが、一時的なところ急場をしのいだ後ですが、④⑤⑥と書いてますが、在宅生活見守り支援だとか、短期介入支援、インターバル支援ということで、それぞれ一時的にしのいけど、そこからの移行の支援を組んどかないといけないというところで、例えば⑥のインターバル支援っていうのはどういうことかっていうと、一時的に急場をしのいけど、例えば家から離れて、居場所支援と宿泊支援を使って、何とかご本人さん、ちょっと落ち着く場所に行った。でもやはりご家族の方が一緒には生活することが難しいという場合も現実にはあります。その場合、本人はどうしたらいいのか、家にも帰ることができないっていう状況のときに、本人と一緒にこれからの生活をどう組み立て考えていくか、そのためには過ごす場所、短期でも

生活できる場所の確保が必要になってくると思います。そういった意味で次の生活に向けての支援ができる一定の期間、それは 3 ヶ月なのか半年なのか、人によって違いますが、そこに寄り添えるようなインターバルの支援が必要、そのためには宿泊支援とか、ロングで宿泊できるような生活の場を提供できるような支援っていうのが求められるのではないかと。例えば⑥です。あと④⑤もあるが、そういったものがアフター支援というふうに考えています。いわゆる緊急時支援というのは、集中的かつ包括的に支援することで、これは現状の障害福祉サービスで手が届くかというところと届かない部分かなというふうにワーキングでは考えてますので、これが肝として必要だということです。最後ですが、豊中モデルっていうのが、先ほど言ったのは肝になる緊急時ですが、それだけでは、精神障害のある方の地域生活を安定的にやっていけるかというところと難しい部分もあるところで、さらに議論を進めたところ、対象者の像を精神障害のある方っていうフワッとしたのではなくて、もう少し対象イメージをはっきりさせて、モデルの役割というか、フレームを考えていかないといけないというところで、ここで対象像を地域のサービスと繋がってる人と繋がっていない人、大きくこの 2 つに分けることができるかなと。繋がってる人っていうのは、医療や福祉サービスをすでにご利用されて、そういう中で生活されている人ということです。繋がっていない人っていうのは、ここに書いてあるように、何らかの形で治療を断念して未治療、未受診の状態であるとか、あとはずっと引きこもり状態になって、表に出てこれられない方、そういった方々が繋がってない方。繋がっている方は左側ですが、地域の生活安定度というのは違って、右に左右分かれますが、左に行くほど安定度が不安定になる、右に行くほど安定していると考えて欲しいのですが、左に行くほど入退院を繰り返し地域生活が落ち着かないという方がいらっしゃいます。で、安定してる方は何かしらの福祉サービスとか支援者と繋がって、生活されておられる方もいらっしゃいますので、こういう形で対象が分かれてくるかなと。そこについて、どんな支援が必要なのかというところで、安定している方についてはこの箱に書いてあるように、今の現状の福祉サービスであるとか、医療や行政機関との繋がりの中で生活されておられるので、その部分でやっていかないとという話ですが、入退院を繰り返してしまう人は普通の地域支援サービスでは難しい部分があるので、ここにアクト的支援と書いてますが、重度の精神障害の方を地域で支えるための一つ取り組みですが、医療と福祉、そしてお医者さんが、訪問対応で 24 時間 365 日、その方の支援をするというものが実際にあります。吹田の方に 1 件あって、残念ながら広がりを見せてないですが、入退院を繰り返される状況の方に対して、包括的に集中的に対応される支援がありまして、これは現行の障害福祉サービスにはないものですので、こういったものを取り込んでいく必要があるのではないかと。あと、難しいのは繋がっていない人ですが、アウトリーチ支援という、待っているのではなく、支援者側から行くみたいな話ですが、これの取り組みをどうしていくかというところなんです。なので、今後の拠点整備を考えていくのに、現行の障害福祉サービスで手が届きにくいところについてしっかりとサポート、バックアップしていくのが拠点の役

割になってくるかと思いますので、考え方として 3 つの要素って書いてますが、アクト的支援と緊急時支援、最後アウトリーチ支援、この枠組みというのが、現行の障害福祉サービスにはないので、ここに豊中としての仕組みを作っていかなければならないのではないか、そういうフレームが見えてきたいところでございます。

この 3 つについて今後、内容を掘り下げてワーキングで議論し、それを全体会の方に報告させていただき一緒に考えていけたらなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局 地域課題検討部会の方から、通学支援にかかる部分と、それから、事例の 2 から見えてくる拠点のあり方ということで報告いただきました。何かご意見、ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。

委員 通学支援の方で 7 時の校門開放の話がありました。メディアでも報道されたりしていますが、本来的には実施主体の合理的配慮という視点が欠けているということではないでしょうか。メディアに発表する段階において、障害児は当然含まれるべきものであるということの中で、何か考えている人はいてなかったのか。早く開けるっていうことは先進的なことですが、そこに障害者はあらかじめ議論の中にあつたのかどうかというのは、素朴に疑問に思います。

それから、豊中モデルの話ですが、緻密な議論をされており、その通りであるのかなと思いながらも、この間、社協の地域共生プロジェクトという会議に出させてもらう中で、社協さんが力を入れているのは必ずしも精神疾患ではないのですが、8050 のひきこもりであったり、発達障害はもちろん、平時からの付き合いという緊急アフターというよりもビフォアがあつて、そこが肝要であると。介護保険とかで予防的とかいうじゃないですか。あれは行政視点で発生数を少なくして、予算が発生しないようにということ、何か下心がある感じがします。そうでなく、増加傾向の中で、原点に返って、我々の人と人との繋がり本来のあり方っていうものを、何か、福祉的なものであったり医療的なものとしての対策でやって、我々もそれを受けてやるっていうことではなくって、ビフォアとか予防的ではあるのですが、ことさら予防的ということではなしに、日常からの付き合いの中で、そういう芽を早く解消したりとか、早く見極めてあげる中で、緊急的な事態に陥らないようにする。ただこれを福祉事業でというと難しいので、例えば社会福祉法人の中の地域貢献事業であったりとか、一般市民の中でのそういう啓発的な活動の中での繋がりの中でそういったものをしていく、ということであったり、この間で言いうと我々、日中事業所の中で体験・宿泊っていう話もやっていますが、平時からそういうことをやっていることにおいて、緊急な事態になったときに、何か事業としてがつつりやる必要がなくて、本人さんのエンパワーメントという観点で、そういったものが解消されていく。そこに豊中モデルの特質みたいなものを作っていただいても

いいのかなと思います。だから、地域共生プロジェクトであったり、重層的支援体制とか、そういうところとの有機的な繋がりも何かつなげて欲しいなと。豊中モデルは豊中ならではのものはあるのだけれど、そこで深掘りすることと同時に、その全体的な視点との繋がりみたいなものをどう一本筋を通したものにできるかっていうことが大事なのかなと思います。

部会長 ありがとうございます。このアウトリーチ支援を考えれば考えるほど深みにはまっています。全体的な広がりの中でやっていけることでもあると思いますし、障害福祉の分野だけが息巻いてやるという話ではない問題でもあると思いますので、この辺の議論は皆さんと深めていけたらなと思います。

委員 通学支援のところで残念に感じたことがあります。いつも言っていますが、ヘルパーが入ることで、こども同士の関りがどうなっているのか、その振り返りはやはり大事だと思います。何故かという本人目線で立った時に、本人目線というのは、障害を持ったこどもさん自身もですが、周りの障害を持った友達みなさんでもあると思います。どう変わっていったのか、支援者の目線でしか振り返られてないというのがとても悲しかったです。ある集まりで発言されたお母さん自身が障害を持ったこどもさんのお母さんなんですが、豊中で育って小学校から中学校に行かれて自分のクラスに障害を持った友達がいて、その子が学校にいないときは気になって見に行ったり、声かけに行ったり、皆、親になってこどもが障害を持ったときに、自分のこどもの時の体験がすごく大きかったと。そんな話を聞いたりしていると、通学支援の制度ができて、安心して学校に通えるようになることはいいことだし、自立支援協議会は大方向の人が支援者だから支援者の目線で見られるのは仕方ないことかもしれないけど、やはり当事者目線で自分らが関わるときに本人がどうなるかとか、周りの友達がどうなんかなとか、そういうことは制度のことと同じくらい一番基本なところで大事だと思います。そのあたりが検討部会から出なかったのがすごく残念です。

それからもう一つだけ勢いで言います。言葉狩りをするつもりはないですが、報告の中で支援という言葉がかなり出ていたと思います。対等な関係の中で、支援を受けている立場からすると上から言われているような気がしまして、とてもストレスが溜まります。別に支援という言葉を使うなって言っているのではないですが、ああそうなのかなとか、建設的な話を進めていくことは大事だけれど、本当に皆が対等ってなんなのかな、根幹のところを考えていかないと、豊中モデルは普通のどこにでもあるモデルになりはしないか、危機感を持ちました。言い過ぎたかもしれませんが、率直な感想です。

部会長 ありがとうございます。ご意見いただき良かったなと思います。支援者目線、これは正直言いまして、出ると思います。隠しても仕方ないです。だから、この協議会

の場があると思っています。是非、こういうワーキング、我々としては、ご家族や、本人さんからもアンケートをとって意見を聞いて、支援者としてもこう思うというところで、それも踏まえて考え、報告さしていただいています。どういうところがどうなのかという議論はやはり、もっと具体的にやっていけたらなと思います。議論をしていく中で、この全体会でも深めていけるような形で、どうやったら話できるのかを考えていけたらなと思います。

それと通学支援もおっしゃる通り、センターの皆さん、対応については目まぐるしくオファーがくる中で動きをとっていて、正直、保護者目線で流れていっているところがあると思います。ただこどもさんとはそこからしか繋がっていけないので、だからそこから繋がって行って3年迎えますが、これから4年、5年と成長過程の中で、こどもの実情がわかってきて、友達と一緒にいきたいというこどもの気持ちをとらえたときに、親御さんとどうやって話し合いをしていけるのか、これも親御さんとの関係性も大事ですから、そういう中でまた変化が出てくるのかなと。それを協議会でモニタリングをして、この制度概要を追いかけてもらっています。ですから今のご意見いただいて、再度、部会やセンターとも共有し、このこども目線の支援のあり方で、いろいろ事例を見ていって、変えていけたらなと思っています。

事務局 ありがとうございます。あと先ほど、7時の校門開放の話ございました。事務局としてこの事業がどういう議論があってプロセスを経て、制度化されていったのか、把握できていない面もございます。ただ、制度が始まっている中でこういったことも出てきておりますので、これにつきましては教育委員会の方にも話ししていきたいと考えております。

続きまして、地域包括ケアシステム推進部会のご報告させていただきます。

## （２）地域包括ケアシステム推進部会（資料２を使って）

部会長 今日報告させていただくのは２点です。医療・保健・福祉関係者による協議の場の実施報告、そして、その流れで、1月の末に行われた研修会のご報告をまずはさせていただきます。

資料の２－１が、今年度２回目の医療・保健・福祉関係者による協議の場の報告になります。前半は大阪府さんの方から情報提供いただいておりますので、それをまとめさせていただいております。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築ということで、大阪府からは市町村の相談支援体制ですが、これが相談支援事業だけではなく、市町村の職員さんにおける相談支援体制も含めて、その充実が必要じゃないかなというお話を、あと、精神科病院からの地域移行についても、支援者を支援する体制の構築みたいなのが、にも包括といわれるものを考えるにあたって必要ではないか、といったお話をいただいております。豊中市で行われた協議の場の成果物と言っていいのか分

かりませんが、③のところに大阪府版「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」ポータルサイトについてと記載していますが、豊中市のこの協議の場を重ねている中で、他市の情報なんかも大阪府さんに聞かしていただいています、どこの市町村がどんな取り組みをしているのか、その辺りの情報を口頭で聞いていかないとわからないそんな状況でした。協議の場の中で、大阪府のポータルがあつたら、各市町村の担当者であつたりとか、協議会に携わる方々でもわかりよいのではないかなと。そういった話をしたところ大阪府さん動いてくださいまして、年内立ち上げをしてくださっているという状況になっております。精神保健福祉に関する市町村の相談窓口など簡単にではありますが、パワーポイントの資料にまとめて各市町村のデータが掲載されている状況になっておりますので、これは豊中市の中で共有した結果なのかなと思っております。後半部分は、後程ご案内いたします。1月30日に実施しました研修会で外してはいけないポイントが何なのか、を意見交換させていただきました。というのが協議の場の報告になります。

資料2の2になりますが、1月30日に対人援助技術の向上をめざした研修会ということで、精神疾患のある方との関わり講座を実施しました。各連絡会の方にメールで行政の方からご案内し、34名の方にお越しいただき、様々な職種の方々がお越しただけたのかなというふうに思っております。アンケートの結果を簡単にまとめたものを添付していますが、最後のアンケートの集計の考察というのを付けております。概ね良好な回答が得られているので、実施の効果はあつたかなと思っております。今回ですが、福祉の視点ではなく、医療の視点から見た接し方っていう形で、違う領域の方のお話をいただき、当事者の方とかコミュニケーションのところですが、そこを触れていただいています、医療のキーワードやツールに戸惑う声はありますが、新たな気づきを得る機会になったように感じられております。概ね理解できたということですが、福祉の現場の方々にはなじみの少ないキーワードがたくさんあつたので、少しブラッシュアップしていけるといいのかなと思っております。こういった研修、対人援助技術に関する研修ではありますが、いろいろと発信できるものがあるのではと思ひまして、今後の研修のオンライン配信とか、その辺りについてもアンケートで聞いてまして、配信希望の方が多い結果になっております。対面で研修に参加をしようにも日々の業務で忙しいというような声もありますし、研修行って良かったので社内研修で使いたい、配信してくれると嬉しいとか、そういったお声もありましたので、この研修だけに関するのではないですが、研修体制の構築方法を考えていけたらとも思っております。

報告は以上ですが、今回、皆様にご意見いただけたらと思っておりますことが2点あります。まずは研修の継続実施方法です。

こういった研修が単発で終わってしまうことが、過去にもあつて、いい研修であつても、それが1回で終わってしまうと定着していかないというのがありますので、同じ内容で継続的に実施する体制が要るのかなと思っております。しかしながら、自立支援協

議会の一部会で継続的にやっていくのは、しんどいなというのが正直ありますので、他の関係機関の方であったりとか、会議体であったりとかとの連携も要るのかなと思っております。どういう手法で進めていけたらいいのか、皆さんの方からアドバイスいただけたらというのが1点です。

そして就労支援連絡会からもありましたが、就労選択支援です。地域包括ケアシステム推進部会の方では、就労ワーキングというのも内包しておりますので、令和7年10月から開始される就労選択支援についても、追いかけていく必要があるのかなと思っております。就労支援連絡会の会長からお話がありましたが、協議会としてどういう視点で就労選択支援をとらえていって、どういうところで見ればいいのかになっていうのを少しご意見いただけたらと思います。ちなみに、平成30年に創設されました就労定着支援事業に関しては、実施されている事業所さんや利用者の方々のヒアリングをもとに、その事業の効果測定と現状の課題整理っていうのを行わせていただいております。その流れに沿っていくのがいいのか、出口と入口みたいところで事業の形も違いますので、どういう形がいいのかっていうのをアドバイスいただけたらと思います。

事務局 部会からの報告ということで、一つは進捗の報告をさせていただいたのと、あと2点、研修の関係と、それから就労選択支援をどう進めていくか、2点の提起があったかと思いますが、ご意見とかご質問ございましたらお願いしたいと思います。

委員 研修の継続実施方法についてですが、これは医療・保健・福祉関係者による協議の場の件ですか。

部会長 この研修もそうですし、他にもこんな研修がいるといったこともあると思いますので、精神だけに限らずやっていく必要があるのかなというのは感じていますが、部会の視点からすると、この協議の場、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を軸にお伝えはしていますが、それ以外のところでもご意見いただけたら助かります。

委員（坂田） 先ほど、もう1つの部会であがっていただきましたご意見、アフターフォローとか、地域でのビフォーアのところ、緊急に至るまでの地域での啓発といった話がありましたが、こういったところに着眼点をおいたら、その部会と一緒に地域への啓発などの研修も考えられるのではないかなと思います。

部会長 社協さんの同じ会議に自分も出席してまして、そのあたりは考えております。社協さんが軸でされていて地域福祉の観点でお話を進められていて、いろんな団体の方々も来てくださって、実情みたいのところも発信してくださいます。発信力は社協さんすごく強いですし、繋がりもたくさんありますので、そことタッグを組めたらいい

うのは思っていますので、また、会議の際に事務局の方にはお願いしてみようかなと思います。

就労選択支援についても、誰のための制度なのかみたいところは協議会の根本的な話になるのかなと思いますので、その部分は必ず触れていけたらなとは思っております。就労選択支援事業のワーキング、その辺りについても協議会として参画できたらなと思っておりますので、また経過の報告をさせていただいたらと思います。

委員 今のところで、就労選択支援ということに象徴されていると思いますが、今の総合支援法の中での加算でずっとふるいにかけて、就労選択支援っていうところまできたのかなと。本来、それぞれが日中の事業所に通われていたら、その管理者やサビ管の人と話をしてそういう話ができたとか、そろそろ就労したいといった話が受けとめられるような体制があったらそれはそれでいいのかなとか、一般の通所、在宅の方であっても就ぼつであったりとか、そういうのもありますよ、みたいな。それからちょっと違うのですが、学校でも悩むこどもがいたら、本来担任の先生といろんな話ができたらいいんだけど、今はスクールカウンセラーみたいな。要するに、世の中全体が専門主義化していて、すべて支援者目線なんです。で事業化して、それがどういうふうに機能しているかというと、学校の先生が忙しいから、先生に何でもかんでも押し付けたら、或いは、障害の方で言うと、やはり働くということにおいては、いわゆるアセスメントをきっちりしないとできないものだというような先入観があつて、相談なんかでは、それはやはり就労の方がいいのではないか、みたいなところであったりとか。でも、全人格的にその人をとらえるというところと言うならば、自分はやはり相談支援なり、或いはそれぞれの事業所なりで受けとめるのが本来的なことであつて、それを皆が拒絶した結果、ふるいにかけてそういう就労選択支援みたいなものが生まれてしまったと。それを審議会で、専門家の人たちが寄ってかかつて、専門主義的な話の中で積み上げていって、そういうものがポロッと落ちてきたみたいなぐらいにしかとらえてないと思う。そういったものに抗う現場というもの、スクールカウンセラー、何それ？というような学校の先生がいたらそれはそれで素敵であつて、別に文部科学省に抗うわけじゃないですが、ちょっとおかしいのでは、福祉も教育も。医療もそうですけど。医療は発展と同時に専門主義化していくのはわかるのですが、福祉とか教育は極めて生活のところですから、全体的視点というのが常に必要なわけ。それを機能的にまとめて把握して、その1点についてまた演算的に展開していくような行きつ戻りつの幅広い視点というのが必要なわけですから、働くというところだけを切り取って、そこに選択支援、進路であつても、就労適性でも細くなっている。それをニーズとする人が選択すればいいことだから別に否定はしないけれども、本来、話をしたい人と話をしたいのです、相談者は。なのに、何故、こっち行きなさい、あっち行きなさいということは極めてナンセンスだというふうに思うわけです。話をしてあげたいと思える相談側の人がい

て、話をこの人にしたいって思う相談者がいて、そこで成り立つことが8割ぐらいあると思います、全部とは言いませんが。それを全部振り捨てて、というような流れに感じます。

部会長 福祉もそうですし、いろんなものが細分化されて専門主義みたいなところになってきている部分があるのかなと思います。その細分化されたところを抱えられるような体制がどういうものがあるのかなというところだと思います。あとは相談したい、話がしたいといったときに寄り添えるみたいなところを協議の場でテーマにさせていただいておりますので、またご協力いただけたらと思います。

### (3) 人権課題検討部会からの報告

副部会長 時間も押しておりますので、6年度の実施内容に関しては割愛させていただきまして、前回お伝えしました研修の実施報告をさせていただきます。講師としてDPI日本会議の崔議長補佐をお迎えし、2月25日に研修を実施しました。生活介護などを始め、様々なところから総勢50名と、大変多くの方にご参加いただくことができました。この研修後のアンケートに関しまして、本日まで33件の回答がありまして、本日は資料にまとめる時間がなく、口頭でお伝えさせていただきます。

今回の研修をいかがでしたかということに関して、33%がよい、63.6%が大変よいということで、1件だけちょっと物足りないという意見もございました。3時間という長丁場の研修でしたが、もっと先生の話を書きたかったとか、グループワークの時間をもっと欲しかったとか、大変好評だったのかなと思っております。またこの受講により理解が深まりましたかについて、51.5%が深まった、大変深まったが48.5%となっております。資料の内容についても、よいという意見が39.4%、大変よいという意見も60.6%ということで、良い意見をいただいております。今後の業務に活かせるかという意見につきましては、活かせる24.2%、大いに活かせる75.8%ということでした。自由記述欄の意見ですが、先ほど会長の方から失敗する権利というお話があったと思います。講義の中で、例えば、お肉が大好きな方がいらっしゃると、当然野菜が大嫌いでお肉ばかり食べていると健康を害する可能性もあつたりしますが、そもそも支援者の皆様はそのような形で栄養バランスが取れるような食生活を毎日されているのですが、聖人のような生活をされていますか皆さんは、っていう問いかけがあったうえで、皆さんいろいろ心配をしてこられましたよねと。その心配をした上で、これ良くなかったなっていうような学びとかもあつたうえで、当事者だって失敗する権利があるのですよっていうような講義での話がありました。アンケートの自由記載欄に失敗する権利の大切さを認識しましたというような趣旨の意見が大変多くありました。少しご紹介させていただきますと、「失敗して学ぶ機会を奪っていないかという言葉にとっても考えさせられたので、今後の支援で、利用者が意思決定する際に気をつけていきたい」などの意見がありまし

た。

個人的にすごく印象深かった意見がございまして、失敗する権利は必要であると。しかし制度上失敗する前にヒヤリハットや日誌による記録など、いろいろと事務の負担が多過ぎるというような内容の趣旨ですが、文字通り受け取るだけでなく、ちょっと奥の方も想像してしまう部分がありまして、当事者の方が失敗する権利、当然必要であるという部分はもちろん理解できますが、ともすればその失敗の責任というのは何故か支援者に向かってしまうことがあるのではないかと、個人的に考える部分でありました。その際にその支援者がまた誰かに責められたり、こういったヒヤリハットの記入であったり、事故報告を求められるようなこと、こういった部分については考えていけないところなのかなと感じました。

また、今後部会の方で取り上げて欲しいことについては、支援の現場で起こる事例をもとに人権の理解が深められたらというご意見、現場の課題、気づく視点、考えていく研修があればといったご意見、現場目線に立ったものを開催して欲しいといったご意見などがありました。それ以外には、世界の人権に関して制度をもっと詳しく知りたいであったり、もっとグループワーク主体でみんなで考えていくような会があってもいいのではないかと、などのご意見もいただいております。

また、来月の部会で研修の振り返りをし、今後の活動につなげていければと思います。

事務局 今人権課題の方から報告させていただきました。何かご意見ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

#### 案件4 地域生活支援拠点等について（資料4を使って）

事務局 前回の会議で、地域生活支援拠点等についての今後の方向性をご説明させていただきました。当初のスケジュールより少し遅れていますが、検討状況につきましてご報告いたします。

資料の1枚目のところは地域生活支援拠点等について、法的な位置付け、市の整備の方向性、それから、拠点に求められる機能として相談とか、緊急時の対応と、次のページになりますが、体験の機会・場を提供する機能、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを行う機能、この5つの機能がございしますが、これらにつきましては前回説明させていただいてるところです。

具体的な面的整備を進めていく流れになりますが、面的な体制の整備には、地域の事業所等の協力や事業所同士の有機的な連携。これが欠かせないということです。先ほどの5つの機能のいずれかを担う事業所、市の方が登録認定をさせていただいて、実際に必要な支援が行われた場合には、これが障害福祉サービス費の報酬の方になりますけれども、所定の加算の算定が可能になるといったところもございます。その登録認定の手

続きの流れをフロー図で整理しました。この拠点の窓口、担当は障害福祉センターひまわりになりますので、事前の相談とか、申請書をひまわりに出していただいて、そこで認定作業をして、その結果を出していく。それを受けて、今度は加算を取るためには、運営規程を変更して、それを届け出るという必要もございます。そちらの窓口は事業所係になりますので、当然ひまわりと事業所係で情報共有しながら進めてはいきますが、こういった流れで考えております。

それと次のページですが、地域生活支援拠点等コーディネーターということで、こちらはみずほおおぞらさんに、配置をさせていただいております。拠点コーディネーターの役割については前回の協議会の場合でも紹介させていただいておりますが、その下に事前登録というのを書いております。こちらの方はやはり緊急時の対応であったりとか、受入とかいったときに、協議会の方から提案をいただいていたかと思いますが、あらかじめ、その方がどういった方なのか、そういったことを、事前に登録しておけば、いざという時に動きやすくなるのかなということで、事前登録といったことを考えております。もちろん事前登録というのが緊急事態の必須条件ではありません。で、実際これがいつから動き出すのかということですが、緊急時における動き方など整理しております。来年度になりますが、できるだけ早い時期に動き出せたらいいのかなと考えております。

委員 基本的なことかもしれないんですけども。対象者の年齢というか、こどもさんの場合はどうなりますか。

事務局 障害児者といいますが、その範疇でと考えています。

委員 来年度からスタートしていきますとのことですが、周知のほうはどうなのでしょう。

事務局 本日は今の時点での情報提供でして、まだ不確定なところが多々あります。徐々にですが連絡会さんとか、小出しにはなりますが、コーディネーターさんも回られたりしながら周知予告みたいなことをしております。制度が固まりましたら、改めまして皆さんの方にもお知らせしていきたいと考えております。

## 案件5 その他

委員 今やっておられるいろんな部会とか、連絡会もありますが、この基本は大阪府の福祉のまちづくり条例が基本ですか。豊中市の独自の視点なののでしょうか。

事務局 障害者自立支援協議会は、大阪府のまちづくり条例ということでなく、障害者総

合支援法に基づき活動しております。

会 長 今日も、いろんな意見が出ていました。何度も言っていますが、国連の障害者権利委員会から日本に改善を指摘されていることに、精神障害者を含めた障害者の地域生活、それと教育のことが言われています。地域移行もインクルーシブ教育もできてないでしょうって、日本は強く言われているのですが、この協議会としては地域課題検討部会でも、地域包括ケアシステム部会でも、地域生活拠点とか、精神障害者の地域生活とか、通学支援とか、話し合っている。手前みそじゃないですが、皆さんも加わって議論していると思います。ただ、8050、9060の問題など、まだまだ議論できてないのではないかなと感じます。専門化、細分化されているということも、今後の大きな課題かなと思います。何をしていけばいいのか、やはりある程度、支援する側が当事者の意見をどこまでひろいあげたいのか、ということが鍵ではないのかなって思います。

また、いろいろ次の会議までにいろんな課題もあると思いますけれども、また、いろんな課題を出して協議していけたらと思いますので、よろしくお願いします。